

平成22年度 事業計画

I. 事業計画の骨子

平成22年度の事業の柱は、診療放射線技師一人一人の資質の確保・向上のための生涯学習事業であると位置づけ事業計画を策定した。

生涯学習システムについては、これまで構築した延長線上に、会員に優しく、わかりやすい生涯学習システムを構築していく所存である。また、診療放射線技師の広告できる専門性についても具体的に提示できるようなものとしたい。生涯学習事業を進める上で重要なことは、各都道府県技師会との連携であり、関係を強化する必要がある。その為の体制整備として、会員の入退会や会費の納入方法を含めたシステムの改修を実施していかなければならない。

本会は職能団体であり、かつ公益法人でもある。私たちの職業の維持発展、技能の向上が国民保健の維持発展につながることから、診療放射線技師を取り巻く課題に対する取り組みも重要な事業である。4年制大学教育への移行と教育内容の抜本的見直し、「診療放射線技師法」の抜本的改正など継続して取り組んでいかなければならない事業のひとつでもある。平成23年が私たちの身分法である診療放射線技師法が制定されてから60周年にあたることから、この記念式典の準備も進めていかなければならない。

医療被ばく低減事業は、放射線を冠する唯一の医療職種としての責任のもとで行うことは当然のことである。国民に、安心・安全の医療を提供するためには、「医療機器の安全管理」を含め、「医療被ばく低減施設の認定事業」「レントゲン手帳の普及」をさらに推進していく。

診療報酬改定については、平成24年度が、医療と介護の同時改定ということから、平成22年度における対応が重要となってくる。平成22年度の改定の検証、評価を行い、平成23年度の6月の要望の提出に向けた調査等の事業を推進する。

「公益社団法人」への移行の手続きについては、定款の改定、諸規程の見直し、公益事業比率50%以上を確保する事業内容、財務内容の処理をして年内に行う予定であるが、会員の皆様の意見を聞きながら対応していく所存である。公益社団法人への移行

が承認されれば、これまで以上に、団体として、また、会員一人一人として、その責任も重くはなるが、国民からの信頼も高くなることは確かである。

また本会の事業を推進していくためには、日本医学放射線学会、日本放射線技術学会、日本医療画像システム工業会などの関連団体、また、チーム医療推進委員会をはじめとした医療専門職団体とも協働して協調していく必要がある。国際関連についても、新たな友好関係を構築していく必要がある。

そして、会員の高位学位取得の推進については、働きながら修士、博士号を取得できるよう、本会事務所にてサテライトを開講している鈴鹿医療科学大学並びに他大学と、連携して進める。

新しい時代に対応する診療放射線技師の育成に向け、また、診療放射線技師職の確立に向け種々の事業を実施していかなければならない。そのための平成22年度事業計画を、ここに提案する。今回の事業計画は、これまでの形式とは大いに異なっているが、新たな組織へ、そして公益社団法人への移行に向けた事業計画として纏めたものであることをご了解願いたい。

II. 事業計画

1. 放射線診療の向上・発展

1.1 がん対策推進に関する事業

国のがん対策基本法の施策に則り、がん検診やがん放射線療法に携わる診療放射線技師や放射線診療機器の適正配置を関係機関に働きかける。また、厚生労働省やがん医療に関わる学協会と協力して、がん対策関連講習会等を実施し、それに携わる診療放射線技師の資質向上を図る。

その他、レントゲン週間等のイベントを通じ、健康と医用放射線の有効利用を国民に広報し、がん検診の受診率向上に結びつけるための施策を行う。

1.2 教育研修施設に関する事業

診療放射線技師養成教育および卒後の臨床実習が適正に行われるよう、一定の要件を満たす施設を臨床実習認定施設として登録し、十分な設備や環境の整った施設で臨床実習に臨めるための支援等の施策を行う。

1.3 卒後研修のあり方に関する事業

診療放射線技師としての人格を涵養し、放射線技術の果たすべき社会的ニーズを認識しつつ、診療放射線技師としての基本的な臨床能力を身につけるためには、卒後研修制度を構築する必要がある。制度を構築する準備として、卒後研修のあり方について調査検討する。

2. 放射線診療に関する調査・研究

2.1 放射線診療の政策・研究に関する事業

国民にとって必要な放射線診療および放射線技術のあり方について調査・研究するとともに、外部の有識者を加えて放射線診療に関する中長期的な方針を決定する。また、本会の学会等の設置に関する規程に基づいて認定された学会等と連携し、国民が必要とする放射線診療に関する調査・研究を実施する。さらに、これら調査・研究の成果を学術刊行物としてまとめ、診療放射線技師の資質向上を図る。

2.2 診療報酬の評価に関する事業

外部の有識者を加えた新たな診療報酬に関する委員会を組織し、平成22年度診療報酬改定によって国民に適正な医療提供が行われているか必要な調査を実施するとともに、中央社会保険医療協議会（中医協）の議論や論点内容等を含めた評価等を行う。

2.3 WHO協力センターとしての事業

世界保健機関（WHO）との連携協力を推進し、必要な研究活動や関連団体への情報提供や協力等の施策を行う。

3. 放射線診療に関する啓発

3.1 医療被ばく対策に関する事業

国民に対する医療被ばくの適正化をより一層推進するため、「医療被ばく低減施設の認定事業」等の関連施策を行う。

また、国民の持つ放射線に対する不安を解消するため、ホームページ等を有効活用し、放射線検査による効果や安全性に関する情報発信等の施策を行う。

3.2 学術大会の開催に関する事業

本会定款で定める学術団体としての活動の一環として、放射線技師総合学術大会を開催し、国民にも広く参加可能なプログラムや企画等を設ける。

また、本会組織規程に基づく全国8地域で開催される地域学術大会に対し、その開催支援ならびに協力をを行う。

4. 医療の安全確保に係る事業

4.1 医療安全対策に関する事業

医療関係職種と協力して医療安全対策関連講習会を実施するとともに、医療機関において起きた事故

やインシデント事例等の情報発信を行い、医療における安全文化の醸成に向けた施策を行う。

また、国民に安全で安心な医療を提供するため、医療法に基づく医療機器の安全管理体制をより一層充実させるための施策を行う。

4.2 登録定期講習機関としての放射線取扱主任者定期講習会開催に関する事業

放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律第30条の2第1項に基づく、登録定期講習機関として放射線取扱主任者定期講習会を開催する。

5. 診療放射線技師の資質の向上

5.1 診療放射線技師基礎講習に関する事業

国民に安全で良質な医療を提供するため、医療人として必要な科目や業務に直結する臨床技術や管理技術の基礎教育講習を実施するとともに、在宅学習を可能とするためのWeb学習システムを構築する。

また、診療放射線技師免許取得者すべてがこれらを習得できるよう受講機会の拡張や学習支援ツールとしての書籍の発行等の施策を行う。

5.2 学術誌の発行に関する事業

放射線診療に関連した学術論文や技術動向等を掲載した学術誌の発行を行う。

5.3 各種認定に関する事業

本会の認定として行っている放射線機器管理士、放射線管理士、医用画像情報管理士、臨床実習指導教員の4認定を継続して実施する。また、講義カリキュラムについてはより医療現場の実情に合ったカリキュラムとなるよう見直しを行う。

5.4 海外への診療放射線技師の派遣に関する事業

診療放射線技師の国際的感覚の醸成や国際協調のために、国際大会や世界放射線技師会等が行う学会および教育研修会へ日本から診療放射線技師の派遣を行う。また、そのための渡航支援等の施策を行う。

6. その他本会の目的達成に必要な事業

6.1 災害等への対応に関する事業

放射線管理士部会や放射線機器管理士部会組織の再編を行い、放射線災害や大規模災害発生時に国民に対して診療放射線技師の専門性を生かした組織的な対応ができるよう体制整備等の施策を行う。

6.2 広報に関する事業

会員を対象とした広報用ニュース紙を発行し、最新の医療動向、医療安全に関する情報などを提供する。また、会員非会員を問わず、日本放射線技師会の動向やセミナーに関する情報などを定期配信するメールマガジンの発行も行う。

6.3 調査に関する事業

民間病院等に勤務する診療放射線技師の給与等の

実態調査を行い、その動向や診療放射線技師の雇用状況等の現状を把握する。

6.4 無料職業紹介に関する事業

平成19年度から5年間の無料職業紹介事業の更新許可を受けた。継続して無料職業紹介を行う。

6.5 表彰に関する事業

以下の表彰を行い、診療放射線技師の志気の高揚を図る。

①功労表彰

②永年勤続表彰

③その他、必要に応じた表彰

6.6 教育機関との連携に関する事業

教育機関と連携し、既卒診療放射線技師の高学歴化を奨励するとともに、高学歴化に必要な環境整備等を行う。また、小中高校生への診療放射線技師職の啓発活動を連携して行う。